

議案第10号

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年高根沢町条例第3号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年3月2日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正の概要  
について

1 改正理由

人事院規則の改正により不妊治療のための休暇が新設されたことに伴い、本町においてもこれに準じ、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1) 特別休暇の追加

「高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」別表第1において定めている特別休暇に、新たに「出生サポート休暇」を追加するものです。

<出生サポート休暇>

○休暇の事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

○休暇の付与日数

1年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては10日）の範囲内の期間

○休暇の単位

1日又は1時間

○その他

- ・「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいいます。
- ・「通院等」とは、不妊治療を受けるための医療機関への通院、入院、当該医療機関が実施する不妊治療に関する説明会への出席等をいい、当該通院や説明会への出席等のための移動を含みます。

(2) 用語表記の整理

別表第1の4の項における「一の年度」を「1の年度」に改め、同表中の用語の表記を統一します。

3 施行日

令和4年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年高根沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）	
休暇の原因 (略)	休暇を与える期間 (略)	休暇の原因 (略)	休暇を与える期間 (略)
<p>4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、</p>	<p>1の年度において5日の範囲内の期間</p>	<p>4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、</p>	<p>1の年度において5日の範囲内の期間</p>

<p>若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町規則で定めるものにおける活動</p> <p>(3) (1) 及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>		<p>若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町規則で定めるものにおける活動</p> <p>(3) (1) 及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>6 女性職員が生理のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間。ただし、2日を超えることはできない。</p>	<p>6 女性職員が生理のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間。ただし、2日を超えることはできない。</p>
<p>6の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合には、10日）の範囲内の期間</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。